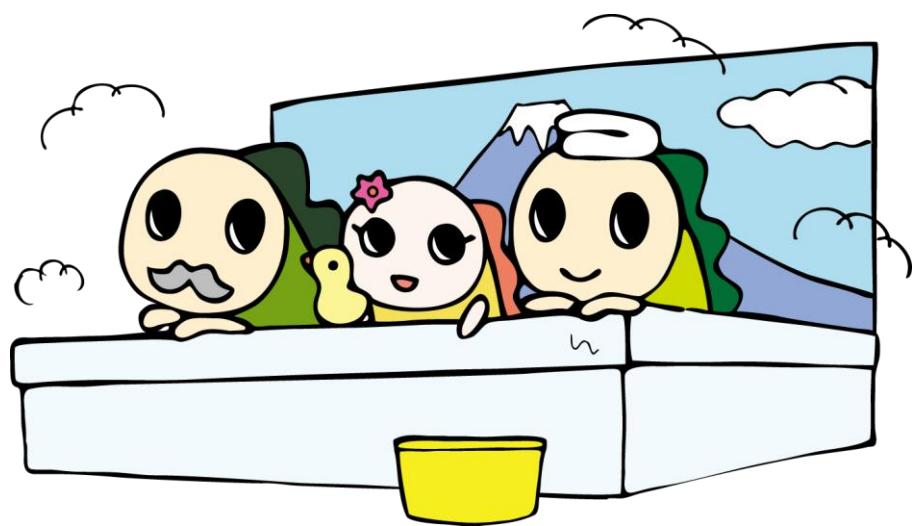


4 住宅・建築・ライフライン



注:4-1～4-6は住宅土地統計調査の結果による。

【住宅土地統計調査】

- 1 平成30年10月1日現在で実施された住宅・土地統計調査(指定統計第14号、総務省統計局所管)の結果を総務省が集計し、公表した数値である。
- 2 標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字とした。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 3 用語の説明は次のとおりである。

(1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン(食事室兼台所)は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室の数に含めた。また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している室数も含めた。

(2) 居住室の畠数

畠数は、上に述べた各居住室の畠数の合計をいう。洋間など畠を敷いていない居住室も、3.3m²を2畠の割合で畠数に換算した。

(3) 一時現住者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

資料:「平成30年住宅・土地統計調査報告」